

日本通信株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ の電気通信設備の接続に関する裁定について

2 0 0 7 年 1 2 月
総合通信基盤局料金サービス課

日本通信株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信設備の接続に関する裁定について

■ 紛争処理委員会による5回の審議の結果、11月22日に、総務大臣に対して裁定事項に対して①のとおり答申するとともに、②のとおり勧告。

答申の内容は諮問時の裁定案の内容と概ね同じであるが、裁定事項3の接続料体系については、ネットワークの輻輳への対応策を調えることの必要性が明確化された。これを踏まえ、検討を行った結果、裁定書においては本件指摘を組み入れる形で裁定案を修正し、11月30日に裁定。

① 裁定事項について

裁定申請事項	答申	裁定
1 NTTドコモの区間におけるサービスの内容	裁定対象とは認められず、 <u>裁定を行わない</u> 。 (なお、両社のサービスは接続協定に整合する形で提供されるものであるから、接続条件等について当事者間で誠実に協議されるべき。)	裁定対象とは認められず、 <u>裁定を行わない</u> 。 (ただし、接続条件等に従った形での役務提供を行うことが求められることを踏まえた上で、接続条件等の協議を行うべき。)
2 利用者料金の設定	<u>「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金設定権を認めるのが適当</u> 。	<u>「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金設定権を認めるのが相当</u> 。
3 エンドエンド料金とする場合の接続料体系	<u>帯域幅課金とすることが適当</u> 。 ただし、疏通制御機能の開発等（裁定事項5関連） ネットワークの逼迫対策について協議が調うことが条件。	<u>帯域幅課金を採用することが相当</u> 。 (ただし、疏通制御機能の開発等（裁定事項5関連） <u>ネットワークの逼迫対策について協議が調うことが求められる</u>)
4 接続料の金額	細目協議に至っておらず、 <u>裁定を行わない</u> 。 (裁定案の留意事項も踏まえ、相互に必要な情報提供を行い、真摯な協議を通じて円滑な合意形成が望まれる。)	細目協議に至っておらず、 <u>裁定を行わない</u> 。 【留意事項】 (協議継続に当たっては、算定式の合理性の検証が求められる。当該式に代入するデータは可能な限り開示。)
5 開発を要する機能、費用負担等	細目協議に至っておらず、 <u>裁定を行わない</u> 。 (裁定案の留意事項も踏まえ、相互に必要な情報提供を行い、真摯な協議を通じて円滑な形成が望まれる。)	細目協議に至っておらず、 <u>裁定を行わない</u> 。 【留意事項】 (接続要望に伴う追加コストである以上、原則、日本通信において充分負担すべき。また、通信障害等を起こさず、全利用者が公に電波の利用を享受できるようにするMNOの責務に配意。協議継続に当たっては、開発費用の検証に客観性を確保するとともに、その内訳は可能な限り開示。)

② 勧告について

■ 裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられること。

1. 事案の概要

- **日本通信**(PHSベースのMVNO事業者)は、**NTTドコモ**との相互接続または卸電気通信役務の提供によりMVNO事業を行うことを希望し、協議を実施してきたが、事業者間協議が調わないことから、**7月9日**、**総務大臣**に対して**接続に係る裁定申請**。

(参考)日本通信の概要

同社は96年5月設立(社長:三田聖二)。資本金約22.7億円。大証ヘラクレス市場上場(05年4月)。
回線数約10万回線、売上高約40億円(07年3月期)。

2. 裁定について紛争処理委員会へ諮問

- **総務大臣**は、**7月31日**のNTTドコモからの**答弁書**の提出の後、**9月21日**、**電気通信事業紛争処理委員会**に対して、**裁定**について諮問。
裁定事項に関する両者の主張及び裁定案の概要は以下のとおり。

裁定申請事項	日本通信の主張	NTTドコモの主張	裁定案
1 NTTドコモの区間におけるサービスの内容	日本通信のサービスの提供に必要な範囲内で自然に決定されるもの	ユーザーに対して直接サービスを提供する責任を負うNTTドコモがその内容等を決定すべきもの	裁定対象とは認められず、裁定を行わない。 (ただし、接続協議を行い、接続条件等に従った形での役務提供を行うことが求められる。)
2 利用者料金の設定	「エンドエンド料金」とし、日本通信が利用者料金を設定	「ぶつ切り料金」	「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金設定権を認めるのが相当。
3 エンドエンド料金とする場合の接続料体系	帯域幅当たり定額制課金	仮にエンドエンド料金の場合は、パケット当たり従量制課金	帯域幅課金(定額制)を採用することが相当。 (具体的な接続料金の算定方式については裁定事項4の問題)
4 接続料の金額	適正原価+適正利潤 算定根拠に関する情報開示と詳細な検討が必要	接続料:原価に基づき パケット単位で計算	細目協議に至っておらず、裁定を行わない。 (協議継続に当たっては、算定式の合理性の検証が求められる。 当該式に代入するデータは可能な限り開示。)
5 開発を要する機能、費用負担等	①開発内容・費用が疑問であり、不合理 ②本件開発項目は移動通信事業者が当然具備しておくべきものであるから、NTTドコモが費用負担すべき	本件の開発は日本通信の要望に従うために特別に必要な開発であり、費用は、日本通信が負担すべき	細目協議に至っておらず、裁定を行わない。 (接続要望に伴う追加コストである以上、原則、日本通信において応分負担すべき。また、通信障害等を起こさず、全利用者が公に電波の利用を享受できるようにするMNOの責務に配慮。協議継続に当たっては、開発費用の検証に客観性を確保するとともに、その内訳は可能な限り開示。)